

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
柳井市	阿月北地区	平成25年3月	令和5年3月

1 対象地区の課題

国営ほ場整備が行われ、認定農業者が耕作しているが、高齢化により今後は後継者不足が不安なところもある。それ以外の農地は、田の面積も小さく不作付地の増加が見込まれるため、無理のない範囲で中心経営体に農地を効率的に集積し、作業の省力化、低コスト化を図る。
あわせて、新たな担い手の掘り起こしを図りたいが、阿月は地区全体が高齢化しており地区内からの担い手は難しい。耕作放棄地の解消に向けた協議を地域で進めて行く。

2 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うが皆高齢化しており、入作を希望する他地区の認定農業者や認定新規農業者の受け入れを促進することにより対応していく。
また、柑橘の生産を中心に組織化された農家活動を支援する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受け の意向	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
計	5 経営体	水稻等	10.0 ha	水稻等	10.0 ha

3 2の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針
阿月地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針
近年有害鳥獣の被害が多発しており鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。